

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民健康保険の保険給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

七ヶ浜町は、国民健康保険の保険給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようないリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険の保険給付に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関して契約に含めることで万全を期している。また、内部による不正利用防止のため、ユーザIDやパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためにコンピュータの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。

評価実施機関名

宮城県 七ヶ浜町長

公表日

令和6年3月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険の保険給付に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法の規定に則り、レセプトの管理、高額療養費等の各種申請書の受理及び給付、統計処理等を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①高額療養費及び高額介護合算療養費の申請書受理及び給付における確認 ②療養費、特別療養費及び移送費等の申請書受理及び給付における確認 ③出産育児一時金及び葬祭費の申請書受理及び給付における確認 ④その他保険給付事務に関する確認、統計等</p>
③システムの名称	<p>統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 国保情報集約システム 国保総合システム</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
国保給付ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第30項 並びに平成26年内閣府・総務省令第5号の第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する] <選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>※別表第二における情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第2項、第42項、第43項 並びに平成26年内閣府・総務省令第7号の第2条、第25条、第25条の2 ※別表第二における情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第2項、第42項、第43項 並びに平成26年内閣府・総務省令第7号の第2条、第25条、第25条の2</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民生活課 国保年金係
②所属長の役職名	町民生活課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1 022-357-7436
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	町民生活課 国保年金係 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1 022-357-7446

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査
		[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月27日	I－1. ②事務の概要	国民健康保険法に関する法律等の規定に則りレセプトの管理、申請書の受理、高額療養費や療養費等の現金給付、高額介護合算の証明書発行、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認	国民健康保険法の規定に則り、レセプトの管理、高額療養費等の各種申請書の受理及び給付、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①高額療養費及び高額介護合算療養費の申請書受理及び給付における確認 ②療養費、特別療養費及び移送費等の申請書受理及び給付における確認 ③出産育児一時金及び葬祭費の申請書受理及び給付における確認 ④その他保険給付事務に関する確認、統計等	事後	
令和1年12月27日	I－1. ③システムの名称	国保給付管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 国保情報集約システム 国保総合システム	事後	
令和1年12月27日	I－3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第30項 並びに内閣府・総務省令第24条	番号法第9条第1項、別表第一の第30項 並びに平成26年内閣府・総務省令第5号の第24条	事後	
令和1年12月27日	I－4. 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ②法令上の根拠	※別表第二における情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第1、42、43項 並びに内閣府・総務省令第1条、第25条 ・別表第二の第43項に係る主務省令は未公布 ※別表第二における情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第2、42項 並びに内閣府・総務省令第2条、第25条	※別表第二における情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第2項、第42項、第43項 並びに平成26年内閣府・総務省令第7号の第2条、第25条、第25条の2 ※別表第二における情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第2項、第42項、第43項 並びに平成26年内閣府・総務省令第7号の第2条、第25条、第25条の2	事後	
令和1年12月27日	I－5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 渡辺 文昭	町民課長	事後	
令和3年2月15日	I－5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	町民課 国保年金係	町民生活課 国保年金係	事後	
令和3年2月15日	I－5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	町民課長	町民生活課長	事後	
令和3年2月15日	I－8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	町民課 国保年金係 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1 022-357-7446	町民生活課 国保年金係 宮城県宮城郡七ヶ浜町東宮浜字丑谷辺5-1 022-357-7446	事後	
令和4年3月7日	I－4. 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ②法令上の根拠	※別表第二における情報提供の根拠 番号法第19条7号 ※別表第二における情報照会の根拠 番号法第19条7号	※別表第二における情報提供の根拠 番号法第19条8号 ※別表第二における情報照会の根拠 番号法第19条8号	事後	文言の整理